

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

令和3年3月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄